

## 令和6年5月（第7回）光市教育委員会会議の要旨

### 1 開催日時

令和6年5月23日（木） 午後2時00分～午後4時15分

### 2 場 所

教育委員会事務局 1階ホール

### 3 出席者

伊藤教育長、寺崎委員、平岡委員、武田委員、岩佐委員

### 4 事務局

升教育部長、加川教育部次長兼教育総務課長、吉永ひかり学園推進課長、原田学校教育課長兼部活動改革推進室長、田中学校教育課主幹、国広文化・社会教育課長兼人権教育課長、三好スポーツ推進課長、眞嶋図書館長、高橋学校給食センター所長、秋友教育総務課経理係長

### 5 傍聴者

2名

### 5 教育長報告

- (1) 光市卓球フェスティバル（光市新市誕生20周年記念事業）の開催について
- (2) 小学校の運動会について
- (3) 中学生リーダー養成講座・光ジュニアクラブの活動について
- (4) 大和地域4小学校における進捗状況について

### 6 議 事

#### (1) 議案及び報告

#### ア 議案第17号 公益財団法人光市文化振興財団の令和5年度決算及び令和6年度事業計画について

##### (ア) 概 要

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人光市文化振興財団の令和5年度決算及び令和6年度事業計画について市議会に報告するため、本案を提出。

##### (イ) 内 容

概要のとおり。

##### (ウ) 主な意見や質疑

#### ① 意 見

事業活動費支出の計について、前年度から2,400万円程度増えているのは、20周年記念行事の関係なのか。

#### 回 答

20周年記念行事に関するイベント等の開催に伴うものもあるが、光熱水費や人

件費等の高騰も要因の1つ。

(エ) 議 決

全員一致で承認される。

イ 議案第18号 公益財団法人光市スポーツ振興会の令和5年度決算及び令和6年度事業計画について

(ア) 概 要

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人光市スポーツ振興会の令和5年度決算及び令和6年度事業計画について市議会に報告するため、本案を提出。

(イ) 内 容

概要のとおり。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意 見

スポーツ振興会の主催事業等について、市民の方にはどうやって情報発信しているのか。

回 答

広報をベースに対応しているが、スポーツ振興会のホームページにも掲載がある。

② 意 見

子ども生き生きスポーツ推進事業など、特にニーズが多い事業については、今後の事業の展開に繋げていただきたい。

もう1点、中学校部活動の地域移行に関して、今年度の事業計画で影響を受けたものはあるのか。

回 答

卓球クラブFree Sports Club HIKARIは、今後、競技趣向ではなくレクリエーション的な活動を実施していく予定であり、部活動の受け皿となり得る団体の1つ。

③ 意 見

新市誕生20周年事業として、光市卓球フェスティバルやサッカー教室があるがどれくらいの費用がかかるのか。

回 答

サッカー教室でいうと、選手誘致等のため100万円程度を計上したと伺っているが、誘致する選手や誘致の時期によって金額が変動する可能性が高い。

来年度以降のイベントの実施に当たっては、今回の件を参考に検討したい。

(エ) 議 決

全員一致で承認される。

**ウ 議案第19号 光市指定文化財の指定について**

**(ア) 概要**

光市指定文化財の指定について、本案を提出。

**(イ) 内容**

概要のとおり。

**(ウ) 主な意見**

**① 意見**

虹ヶ浜菊について、定植地として浅江小学校が指定され、子どもたちが文化財の保存に関わることができるのは非常にいいこと。交雑の問題もあるとは思いますが、今後、浅江地区以外に指定地を増やすことは考えているか。

**回答**

虹ヶ浜菊を浅江地区以外で生育させることは可能だが、指定地はあくまで浅江小学校と潮音寺山として、保存活用を図っていきたい。

**(エ) 議決**

全員一致で承認される。

**エ 議案第20号 浅江中学校移転改修事業について**

**(ア) 概要**

浅江中学校移転改修事業について、事務局より説明。

**(イ) 内容**

政策形成過程であるため、秘密会で審議。

**オ 報告第32号 光市学校児童生徒等就学援助規則の一部改正について**

**(ア) 概要**

光市学校児童生徒等就学援助規則の一部改正について、事務局より説明。

**(イ) 内容**

国において「新入学児童生徒学用品費等」の令和6年度補助単価が改正されたことに伴い、所要の改正を行ったことを報告するもの。

**カ 報告第33号 施設一体型小中一貫やまと学園施設整備基本・実施設計等業務  
公募型プロポーザル評価委員会設置要綱の制定について**

**(ア) 概要**

施設一体型小中一貫やまと学園施設整備基本・実施設計等業務公募型プロポーザル評価委員会設置要綱の制定について、事務局より説明。

**(イ) 内容**

施設一体型小中一貫やまと学園施設整備基本・実施設計の策定にあたり、評価委員会を設置するための要綱を制定したことを報告するもの。

## キ 報告第34号 光市部活動指導員設置要綱の制定について

### (ア) 概要

光市部活動指導員設置要綱の制定について、事務局より説明。

### (イ) 内容

概要のとおり。

### (ウ) 主な意見

#### ① 意見

部活動の地域移行との関係、中学校の校長の監督を受けるというのは学校単位なのかという2点について教えていただきたい。

#### 回答

部活動指導員は、学校部活動の指導員であるため、その学校の校長となる。

部活動の地域移行との関係については、地域移行を視野に、これまで外部指導者として指導していた方に部活動指導員になっていただくことで、今までできなかった大会等への引率などができるかたちを整理し、いずれは地域クラブに移行していくことを想定している。

また、教職員の業務負担の軽減にも繋がるという視点からも、部活動指導員の配置を考えている。

#### 意見

今まで、教職員とともに部活動を指導していた保護者を指導員として指定し、報酬を支払うということは、職員という位置づけになるのか。

#### 回答

会計年度任用職員ではあるが、地方公務員という扱いになる。

#### ② 意見

指導者の勤務時間は、原則1週間当たり7時間以内とある。1日試合の引率をすると超えてしまうが、時間の捉え方はどのように考えたらよいのか。

#### 回答

会計年度任用職員という位置づけから、勤務時間等に一定程度の制約が生じることとなるが、年間で245時間を上限とし、季節による活動時間の違いなどを考慮しながら対応していく。

#### 意見

部活動の地域移行を進める中で、このような課題を整理して、より実態に即した規約等を整理していくということか。

#### 回答

部活動指導員は、学校部活動がある間のみとなり、地域移行後は地域の指導者として、本要綱とは異なる規則等を整理する予定。

### ③ 意見

地域移行までは、学校の教職員及び部活動指導員が顧問を担当できるということか。

#### 回答

学校部活動が存在する令和7年度末までは、教職員が顧問を担当し、教職員の代替として部活動指導員も顧問を担当することができる。

## ク 報告第35号 光市公認指導者資格取得経費補助金交付要綱の制定について

### (ア) 概要

光市公認指導者資格取得経費補助金交付要綱の制定について、事務局より説明。

### (イ) 内容

概要のとおり。

### (ウ) 主な意見

#### ① 意見

部活動の地域移行後、先生方が地域クラブでの指導を希望する場合、地方公務員という立場から、補助金や報酬等の受給が障害となり、指導することが妨げられるということは起こり得るのか。

#### 回答

勤務時間外にはなるが、兼職兼業の手続きにより、地域の一員として地域クラブに関わることは可能。

#### ② 意見

補助対象となる指導者資格は更新制なのか。既に所有する資格の更新費用は補助対象となるのか。

#### 回答

指導者資格は、その多くが更新を要するものであるが、新規取得費用を補助対象としている。

#### ③ 意見

指導者の確保という点からは、自治体間で補助対象に差があると不利な場合があると思うが、この取組は光市独自のものか、それとも県内統一のものか。

#### 回答

部活動改革推進協議会での意見により、指導者不足への対策として予算化したものであり、光市単独での取組。今までのところ、他市の同様の取組については聞いていない。

## ケ 報告第36号 光市電子図書館の利用に関する要綱の制定について

### (ア) 概要

光市電子図書館の利用に関する要綱の制定について、事務局より説明。

(イ) 内 容

概要のとおり。

(ウ) 主な意見

① 意 見

実際にシステムを使用するために、場合によってはスマートフォンの設定が必要となるなど、館内掲示等で利用者への情報提供が必要ではないか。

また、現在 5,000 冊程度が利用可能だが、検索機能が使いにくく、利用者が困惑する可能性があるので、使用しやすい機能を検討いただきたい。

回 答

委員ご指摘のとおり、電子図書館の登録者数と利用状況を考慮すると、利用に至っていない登録者がかなり存在すると思われる。マニュアルの設定などわかりやすい使い方について、市民の方に情報発信が必要だと考えている。

検索機能は、カスタマイズが可能であるため、今後、使いやすい環境の整備について検討していきたい。

意 見

子どもには子ども向けの検索方法を設定するなど、司書と一緒に取り組んでいただきたい。使用状況に関するアンケート実施等もご検討いただきたい。

コ 報告第 37 号 光市奨学金貸付審議会委員の委嘱について

(ア) 概 要

光市奨学金貸付審議会委員の委嘱について、事務局より説明。

(イ) 内 容

概要のとおり。

サ 報告第 38 号 光市教科用図書研究調査協議会委員の委嘱について

(ア) 概 要

光市教科用図書研究調査協議会委員の委嘱について、事務局より説明。

(イ) 内 容

光市教科用図書研究調査協議会規則第 3 条の規定に基づき、令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日の任期において、8 名に委員を委嘱したことについて報告するもの。

シ 報告第 39 号 光市社会教育委員の委嘱について

(ア) 概 要

光市社会教育委員の委嘱について、事務局より説明。

(イ) 内 容

概要のとおり。

**ス 報告第40号 光市青少年問題協議会委員の委嘱について**

**(ア) 概要**

光市青少年問題協議会委員の委嘱について、事務局より説明。

**(イ) 内容**

概要のとおり。

**セ 報告第41号 光市人権教育推進協議会委員の委嘱について**

**(ア) 概要**

光市人権教育推進協議会委員の委嘱について、事務局より説明。

**(イ) 内容**

概要のとおり。

**ソ 報告第42号 光市美術展実行委員会委員の委嘱について**

**(ア) 概要**

光市美術展実行委員会委員の委嘱について、事務局より説明。

**(イ) 内容**

概要のとおり。

**タ 報告第43号 区域外就学の承認について**

**(ア) 概要**

区域外就学の承認について、事務局より説明。

**(イ) 内容**

区域外就学の協議及び申請のあった6件を承認したことについて報告するもの。